

横須賀市報

号外第9号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目次	
監査委員公表	

◇監査結果の報告について……………	1
◇監査の結果報告に係る措置の公表について……………	11

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和5年第3号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年4月25日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦彦
同	加 藤 眞道
同	石 山 満

文化スポーツ観光部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年1月13日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

文化スポーツ観光部の所管に属する令和4年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

(1) 予算の執行に関する事務

(2) 収入に関する事務

(3) 支出に関する事務

(4) 契約に関する事務

(5) 財産管理に関する事務

(6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

(1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。

(2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。

(3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。

(4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。

(5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 予算の執行に関する事務

専決規程によると、100万円までの報償費の支出決定は部長の専決事項

とされているが、「第37回横須賀市長杯争奪ゲートボール大会への報償費の支出について」の報償費支出決定の決裁文書において、専決規程で定められた部長の決裁を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(スポーツ振興課)

(2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、横須賀市プロモーションアドバイザー専門委員報酬について、令和4年4月分の報酬が同年6月3日に支給されていたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(企画課)

民生局健康部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年1月13日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

民生局健康部の所管に属する令和4年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

ア 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の

日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することと規定されているが、令和4年度横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会委員報酬について、令和4年6月30日開催分の報酬が同年8月3日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(健康増進課)

イ 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、資金前渡により行われた試算誤りによる賠償金の支出において、令和4年8月17日に用務が終了していたものの、令和5年1月31日に精算手続が行われていたもので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(健康保険課)

(2) 契約に関する事務

契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管部長等又は主管課長等に報告しなければならないとされているが、次の支出に係る完了検査において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・馬門山墓地等樹木植栽管理業務委託（第1期分）
- ・乳幼児健診個人票等印字出力業務委託料（令和4年10月分）

(健康総務課及び健康管理支援課)

(3) 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、会計課物品出納員に返納しなければならないと規定されているが、次の備品について、会計課物品出納員への返納手続を行わずに除却されていたので、必要な措置を講じ、今後は適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
パーソナルコンピューター	0000018702	249,900円	2005年3月15日

(地域健康課)

民生局こども家庭支援センター監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年1月13日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

民生局こども家庭支援センターの所管に属する令和4年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

(ア) はぐくみかん構内情報通信網その他修繕について、修繕料の支出として予算の執行が行われていたが、仕様書が一般委託の様式により作成されており、また、契約の事務処理が「物件修繕請負請書」ではなく、「業務委託請書（一般委託）」により行われるなど予算の執行と事務処理が不整合なものとなっていたので、今後は予算の区分に応じた適正な事務処理に改められたい。

(こども家庭支援課)

(イ) 公文書管理規則によると「予算、決算及び出納に関する決裁文書」の保存期間は「第3種 5年保存」とされているが、児童手当等通知用封筒に係る予算執行伺の保存期間が「第4種 3年保存」と設定されていたので、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を設定されたい。

(こども給付課)

(ウ) 公文書管理規則によると「非常勤職員の任免等に関する決裁文書」の保存期間は「第3種 5年保存」とされているが、会計年度任用職員の任用に係る複数の決裁文書の保存期間が「第5種 1年保存」と設定されていたので、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を設定されたい。

(こども給付課及び児童相談課)

イ 収入に関する事務

(ア) 令和4年度ひとり親家庭等医療費助成事業補助金（概算交付分）及び令和4年度特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付申請において、交付申請額に誤りはなかったものの、交付申請書に添付されていた令和4年度横須賀市一般会計歳入歳出予算書抄本における歳出予算の金額に誤りがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(こども給付課)

(イ) 専決規程によると、国県支出金の交付決定のうち予算どおりでないものは、財務課長へ合議することとされているが、令和4年度特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付決定について、予算どおりに交付決定されていないにもかかわらず、財務課長の合議を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(こども給付課)

(ウ) 専決規程によると、国県支出金の申請及び交付決定のうち予算どおりでないものは、財務課長に合議することとされているが、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親分）補助金の

申請及び同補助金の交付決定において、いずれも予算どおりでないにもかかわらず、財務課長の合議を受けていなかったもので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(こども給付課)

(エ) 公文書管理規則によると「予算、決算及び出納に関する決裁文書」の保存期間は「第3種 5年保存」とされているが、「児童手当における過払い金の返還について(通知)」の決裁文書の保存期間が「第5種 1年保存」と設定されていたので、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を設定されたい。

(こども給付課)

ウ 支出に関する事務

(ア) 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、こども家庭相談専門委員報酬について、令和4年5月分の報酬が同年7月7日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(こども家庭支援課)

(イ) 予算決算及び会計規則によると、概算払の精算について、その用務終了後10日(休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。)以内に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならないとされているが、概算払により行われた第28回学術集会ふくおか大会への参加に伴う調達依頼分の普通旅費(宿泊)の支出について、令和4年12月11日に用務が終了したものの、令和5年2月16日に精算手続が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(こども家庭支援課)

エ 財産管理に関する事務

(ア) 物品会計規則によると、課長等は備品整理簿を備え、備品の出納保管の状況を明らかにしなければならないとされており、また、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、会計課物品出納員に返納しなければならないとされている。次の備品について、会計課物品出納員への返納手続を行わずに除却され、備品整理簿に登録されたままとなっていたので、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
シュレッダー	0000015263	221,025円	2008年3月28日

(児童相談課)

(イ) 物品会計規則によると、課長等は所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、次の備品について備品整理票が貼付されていなかったため、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
洗濯機	1000004806	133,100円	2021年6月24日

(児童相談課)

(2) 意見

指摘事項（予算の執行に関する事務及び収入に関する事務）に記載のとおり、こども給付課及び児童相談課において起案された決裁文書の一部において、公文書管理規則の規定により「第3種 5年保存」と設定する必要がある決裁文書の保存期間が「第4種 3年保存」や「第5種 1年保存」と設定されているものが複数みられた。

誤った保存期間の設定により、後の事務事業において重大な影響を及ぼすことや事業の検証等の妨げになるおそれがあることから、公文書の種別及び保存期間について必要な確認を行われたい。

(こども給付課及び児童相談課)

建設部（港湾担当部）監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年1月13日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

建設部（港湾担当部）の所管に属する令和4年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、特に問題点は見受けられなかった。

横須賀市監査委員公表

令和5年第4号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和5年2月10日付け横須賀市監査委員公表令和5年第1号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年4月25日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	加	藤	真道
同	石	山	満

[民生局福祉こども部]

1 収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を調製し、又は改刻しようとする場合は、会計管理者の承認を受け、会計管理者の領収印台帳の登記を経なければならないとされている。また、領収印を使用しなくなったときは、廃棄するものとされ、領収印を廃棄する場合は、その領収印を添えて会計管理者に届け出なければならないとされている。令和2年度に実施したこども育成部の定期監査において、予算決算及び会計規則で定める様式と異なり、指摘事項としていた保育課の出納員領収印について、同規則の様式に則った領収印を調製したものの、出納員等領収印取扱規程に基づく廃棄手続及び領収印台帳の登記がされていなかった。また、令和4年度における組織改正等により使用しなくなった領収印の廃棄手続が行われていなかったため、同規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。(子育て支援課)

措置の内容

該当する領収印について、領収印台帳の登記及び廃棄手続を行った。今回の指摘事項の原因は、出納員等領収印取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則第54条第21号には、資金前渡をすることができる経費の一つとして、現金で支払う必要があると会計管理者が認めたものが定められており、同条同号に該当する場合には、予算執行伺で会計管理者である会計課長に合議を行うなどの事務処理をすることとされている。福祉サービス総合保険補償加入にかかる保険料については、現金で支払う必要があるとして資金前渡による支出が行われていたが、予算執行伺で会計課長合議の決裁欄は設けていたものの、決裁を受けていなかった。今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(障害福祉課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算執行伺回議時の確認不足から生じたものであった。今後は、確認を徹底するとともに、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 施設等利用費（私学助成幼稚園）の令和4年7月～9月分に係る概算払

による支出において、一部の幼稚園から提出された申請書類の概算額に算出誤りがあったがそのまま受領していた。その後に行われた精算手続きにより最終的な支出金額に誤りはなかったものの、今後は適正な事務処理に改められたい。
(子育て支援課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、申請書類受領時の記載内容の確認不足から生じたものであった。今後は、申請書類の確認を徹底するとともに、回議の過程においても内容を確認するよう、部内において周知徹底した。

- (3) 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、次の支出について、定期監査における現金の調査（令和4年10月28日及び31日）時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

所属名	件名	用務終了日
障害福祉課	ボランティア活動保険（障害福祉相談員）	令和4年4月1日
障害福祉課	福祉サービス総合保険補償加入にかかる保険料として 1186人×43円	令和4年4月1日
障害福祉課	福祉サービス総合保険補償加入にかかる保険料として（不足分）	令和4年4月1日
子育て支援課	口座照会手数料 20956	令和4年6月29日

(障害福祉課及び子育て支援課)

措置の内容

上記の未精算分について、精算手続きを行った。今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

3 契約に関する事務

- (1) 横須賀市個人情報保護条例第13条によると、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないとされている。「ひきこもり支援（アウトリーチ）業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、約款において「乙は、当該契約の履行にあたって

個人情報（特定個人情報を含む）又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）並びに横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）を遵守しなければならない。」と定めるに留まり、個人情報取扱事務委託基準に基づく「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付しておらず、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（生活支援課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、横須賀市個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準の認識不足から生じたものであった。今後は、個人情報の取扱いを伴う業務委託について、適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 令和4年度生活保護受給世帯（中学生）学習支援業務委託に係る契約は業務委託請書により締結されている。支出金額に誤りはなかったものの、この請書に表記された委託代金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額の欄に誤って委託代金額と同額が記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（生活福祉課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、業務委託請書の記載内容の確認不足から生じたものであった。今後は、契約金額及び消費税金額等の記載内容の確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

4 財産管理に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則によると、常時継続して資金前渡を受ける者は、資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておかなければならないと定められているが、常時継続して資金前渡を受けている有料道路通行料及び駐車場使用料について、資金前渡受払簿を備えていなかった。なお、本件については、前回（令和2年度）実施した福祉部（生活福祉課）の定期監査においても指摘事項としていた。今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（生活福祉課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足並びに前回

の定期監査の指摘を受け電子ファイルで資金前渡受払簿を作成したもののその後のチェック体制が不十分だったことにより、再度、生じたものであった。今後は、紙の資金前渡受払簿を備え、前渡金とのチェックを徹底し、同規則に基づいた適正な管理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 公有財産規則によると、部長等は公有財産台帳の副簿を備えておかなければならないとされている。公有財産の評価額の改定が令和3年度に行われていたが、所管する土地（鴨居保育園敷地）の公有財産台帳の副簿において、公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。
(子育て支援課)

措置の内容

公有財産台帳の副簿について、公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行った。今回の指摘事項の原因は、公有財産規則における公有財産台帳の副簿記載に関する認識不足から生じたものであった。今後は、公有財産台帳の副簿について同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (3) 物品会計規則によると、物品出納員が交付した郵便切手等については、物品受払簿により受払いを明らかにし、物品受払簿には所属長確認の欄に署名又は押印をするものとされている。郵便切手等の管理において、保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、物品受払簿に所属長確認の署名又は押印がされていないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(地域福祉課、生活支援課及び子育て支援課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、物品会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な管理を行うよう、部内において周知徹底した。

[上下水道局]

1 予算の執行に関する事務

次の物品の購入に係る随意契約理由書において、随意契約とする場合の地方自治法施行令の適用条項が第167条の2第1項第1号該当（契約規則第21条第2号の規定による80万円を超えない額の物件供給契約）と記載されていたが、いずれも予算執行額が80万円を超えていたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・下町浄化センター4号焼却炉用光コンバーター

契約日 令和4年5月26日 予算執行額 1,188,000円

- ・下町浄化センター処理水再利用施設用光コンバーター

契約日 令和4年7月8日 予算執行額 1,188,000円

- ・下町浄化センター焼却炉付帯設備用光コンバーター

契約日 令和4年7月26日 予算執行額 1,188,000円 (水再生課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

2 契約に関する事務

(1) 上下水道局契約規程によりその例によるとされた契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されており、物件供給契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として納入期限の記載が必要となる。次の物品の購入に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・会議用テーブル（契約日 令和4年4月19日）

- ・安全長靴（半長靴）（契約日 令和4年7月19日） (総務課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

(2) 上下水道局契約規程によりその例によるとされた契約規則によると、

50万円以下の随意契約にあっては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されており、修繕請負契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として履行期限の記載が必要となる。上下水道局給水車ポンプ修繕一式に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に履行期限が記載されていなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。 (総務課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

令和4年度における公共下水道敷地使用期間更新許可申請書の提出を受け、公共下水道敷地使用許可を行った使用物件のうち上町ポンプ場敷地の使用許可を行った使用物件について、敷地内に所在を確認することができないもの(電柱1本)があったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(用地管理課)

措置の内容

対象物の現地確認を行った上で必要な措置を講じた。今後は、適正な管理を行い、手続に遺漏が発生しないよう、局内において周知徹底した。